



働き方改革推進支援助成金【労働時間短縮・年休促進支援コース】

月60時間を超える
36協定を提出している企業様 必見!!

【労働時間短縮コース】

現在、時間外労働時間数が月60時間を超える36協定を提出している場合、「月60時間以下」または、「月60時間超～月80時間以下」に削減することで助成金が支給されます。

助成率：3/4 ※一定の条件が整えば助成率が4/5になる場合があります。

助成金額（上限）：以下の表

事業実施後の36協定設定時間	現在の設定時間数	
	月80時間を超えている場合	月60時間を超えている場合
月60時間以下に見直し	200万円	150万円
月60時間超～80時間以下に見直し	100万円	

【年休促進支援コース】

上記の労働時間短縮以外でも、「年次有給休暇の計画的付与」または、「時間単位の年次有給休暇かつ特別休暇」を新たに導入することで助成金が支給されます。

◆年次有給休暇の計画的付与を導入する場合

助成金額（上限）25万円

◆時間単位の年次有給休暇 かつ 特別休暇※ を新たに導入する場合

助成金額（上限）25万円

※特別休暇として選択できるのは（いずれか1つ以上）

- ①病気休暇 ②教育訓練休暇 ③ボランティア休暇
- ④新型コロナウイルス感染症対応のための休暇 ⑤不妊治療のための休暇



ポイント

- 申請時点で就業規則のチェックが必要
 - ① 年5日の年次有給休暇の取得に向けて整備していること
 - ② 年次有給休暇の取得時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について記載があること
 - ※10人未満の事業所の場合は、年次有給休暇管理簿が作成されていること
- 令和6年4月1日以降に初めて36協定を提出した場合は対象外



建設業、運送業、病院の方 【業種別課題対応コース】

2024年4月1日の法改正に伴い、**建設業・運送業・病院**は本助成金で別途「**業種別課題対応コース**」が設けられております。詳しくはwebをご参照ください。

上記3業種の場合、**労働時間短縮による助成金**は以下のように増額されております。

事業実施後の36協定設定時間	現在の設定時間数	
	月80時間を超えている場合	月60時間を超えている場合
月60時間以下に見直し	250万円	200万円
月60時間超～80時間以下に見直し	150万円	

上記の労働時間短縮以外の助成金については他の業種と同様ですが、勤務間インターバル制度の導入や、休日の増加による助成金が上記3業種では別途設定されております。



助成対象となる経費は？

- 労務管理用ソフトウェアの導入・更新
 - 労務管理用機器の導入・更新
 - 設備・機器の導入・更新等
- ※原則としてパソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。



申請期間 及び 事業実施期間

- 申請締め切り：2024年11月29日（金）必着**

※ただし、申請多数で予算に達した場合は上記より前に締め切られます。

- 事業実施期間：2025年1月31日（金）**

※設備投資等を行う場合、上記期間までに納品、支払い等が完了している必要があります。

※発注は交付申請を行い、交付決定が出た後に行う必要があります。

働き方改革推進支援助成金の相談窓口

兵庫労働局 雇用環境・均等部企画課

TEL：078-367-0700



HP



マニュアル

本情報は、令和6年9月1日時点の情報を掲載しております。

※当組合は、補助金・助成金・支援策等のお客様にとって有益な情報の提供をさせていただいておりますが、当組合がお客様の申請を代行することはありません。



兵庫県信用組合



事業者向けメールマガジンの登録はこちら